

[事案 30-266] 新契約無効請求

・令和元年7月26日 裁定終了

<事案の概要>

生命保険以外の外貨建商品であると誤信して契約したこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年11月に証券会社を募集代理店として契約した積立利率変動型年金保険（豪ドル建）について、以下等の理由により、契約を無効とするか、または取り消し、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 為替の豪ドル（関係商品）だと誤信して契約したものであり、生命保険であるとの認識はなかった。契約時、募集人から本契約に関する具体的な説明はなかった。
- (2) 契約時、募集人から契約初期費用について説明がなく、初期費用は発生しないものと誤信して契約した。また、契約書に署名した後に、募集人から初期費用の金額を聞いて、契約をやめたいと言ったが、聞き入れられなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対して、パンフレット、設計書等を用いて、契約初期費用、据置期間、為替リスク、解約返戻金が一時払保険料を下回る可能性があること、本契約が生命保険商品であることを含めて、内容を説明している。
- (2) 申立人は、本契約の内容に納得したうえで契約をしており、契約後も申立人から契約をやめたい等の不満の意思表示はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、本契約は生命保険契約ではなく、契約初期費用も発生しないと誤信して契約したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。